# 「36協定届」ゃ「就業規則の届出」などの 労働基準法の届出などは すべて電子申請が利用可能です

## 電子政府の総合窓口「e-Gov(イーガブ)」で スマートに届出しましょう

### いつでもどこでも手続可能です

労働基準監督署の窓口に行く必要はありません。いつでも利用できるので、窓口での待ち時間がなく、 オフィスにいながら届出などができます。

労	働基準法に定められた届出など	●時間外・休日労働に関する協定届(36協定届) ●就業規則の届出 ●1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
最	低賃金法に定められた届出など	●最低賃金の減額特例許可の申請 など

※e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

### 簡単・スマートに申請できます

インターネット上の様式に必要事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続ができます。 大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

### 導入も簡単です

マイナンバーカードや住民基本台帳カード(以下「マイナンバーカードなど」といいます)を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。

※ICカードリーダライタ(マイナンバーカードなどを読み込む機器)などが別途必要です。

労働基準法などに基づく届出などの電子申請は、厚生労働省のホームページに e-Govへのリンクなどを掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

**労基法等 電子** 



#### 【労働基準法等の規定に基づく届出等の 電子申請について】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」





手続の流れ

P9から、「時間外労働・休日労働に関する協定届 (各事業場単位・特別条項付き)」を例として、 手続方法をe-Govの利用画面に沿ってご紹介します。

〈手続の概要〉 申請完了・状況照会までの主な流れと、紹介ページ

事前準備(パソコンの設定など)  $P6\sim7$ 手続の検索 P 8 様式の作成・ファイルの保存 P 9  $\sim$  11 雷子署名手続 P 12 P 13 申請データの保存 「続紙 |等の作成 P14.15 P16·17 申請届出書預かり票の保存・読込 基本情報入力 P 18 提出先選択·添付書類指定~申請完了 P 19.20 到達確認 P 21 令和2年3月から、 36協定や就業規則の 状況照会 P 22 本社一括届出の手続方式 が変更されました。 **パーソナライズ登録・照会**: P23~25

**本社一括届出手続について**: P 26~P40

※ P8、P11~13、P16~25については、各種手続に共通する内容です



# 労働基準法、最低賃金法などに基づく届出などのうち電子申請が可能な主な手続は、以下のとおりです。

## 時間外·休日労働

a Ima 🔪	
1	時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出) (一般条項のみ)
2	時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出) (特別条項付き)
3	時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出) (研究開発)
4	時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出) (適用猶予)
5	時間外労働・休日労働に関する協定届(事業場外労働に関する協定付記)(適用猶予)
6 ※	時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)
7	時間外労働・休日労働に関する協定届(本社一括届) (一般条項のみ)
8	時間外労働・休日労働に関する協定届(本社一括届) (特別条項付き)
9	時間外労働・休日労働に関する協定届(本社一括届)(研究開発)
10	時間外労働・休日労働に関する協定届(本社一括届)(適用猶予)
11 ※	時間外労働・休日労働に関する協定届(本社一括届)
12	時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届
13	時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届
14	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請
15	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届
	・ 3小企業の36協定であって、令和2年3月31日を含む期間について定めた36協定については、

<sup>※</sup> 中小企業の36協定であって、<u>令和2年3月31日を含む期間について定めた36協定</u>については、 項番6もしくは11の手続をご利用ください。

### 就業規則

- 1 就業規則(変更)届(各事業場単位による届出)
- 2 | 就業規則(変更)届(本社一括届出)

#### 変形労働時間制

1 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
2 1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届
3 清算期間が1箇月を超えるフレックスタイム制に関する協定届
4 1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届

## 事業場外労働、裁量労働制

1	事業場外労働に関する協定届
2	専門業務型裁量労働制に関する協定届
3	企画業務型裁量労働制に関する決議届
4	企画業務型裁量労働制に関する報告

## 休憩や労働時間などに関する適用除外

1	休憩自由利用除外許可申請
2	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請
3	断続的な宿直又は日直勤務許可申請
4	高度プロフェッショナル制度に関する決議届
5	高度プロフェッショナル制度に関する報告

## 賃金、貯蓄金

1	最低賃金の減額特例許可の申請
2	貯蓄金管理協定の届出
3	預金管理状況報告
4	預金管理状況報告(本社一括届)
5	事実上の倒産認定申請
6	未払賃金額等の確認申請

#### 解雇

- 1 解雇制限除外認定申請
- 2 解雇予告除外認定申請

#### 児童·年少者

- 1 児童の使用許可申請
- 2 年少者に係る深夜業時間延長許可申請
- 3 帰鄉旅費支給除外認定申請

#### 寄宿舎

- 1 寄宿舎規則(変更)届
- 2 事業場附属寄宿舎設置・移転・変更届
- 3 寄宿舎内での事故発生報告
- 4 寄宿舎内での労働者死亡又は休業日数4日以上の休業の報告
- 5 寄宿舎内での労働者の休業日数4日未満の休業の報告
- 6 事業附属寄宿舎規程第36条による適用特例許可申請
- 7 事業附属寄宿舎規程第2章適用除外許可申請
- 8 建設業附属寄宿舎設置・移転・変更届

### その他

- 1 集団入坑の場合の時間計算特例許可申請
- 2 適用事業報告
- 3 職業訓練に関する特例許可申請
- 4 審査及び仲裁の手続の申立て(労働基準監督署) (審査請求・労 災)
- 5 休業補償及び障害補償の例外認定の届出

### 事前準備

## 5つのチェック事項をクリアしたら、準備完了

電子政府の総合窓口「e-Gov(イーガブ)」のホームページには、電子申請についての利用案内が 掲載されています。まずは、e-Govウェブサイトヘアクセス https://www.e-gov.go.jp/



#### 「e-Gov電子申請」

- >「ご利用案内」
- >「e-Gov電子申請システムご利用ガイド」
- >「e-Gov電子申請システムご利用の流れ」

から、事前準備の流れをご確認ください。

#### チェック

## **1** パソコンとブラウザソフトを確認します

パソコンとブラウザソフトが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。

#### チェック

## 電子証明書を取得します

電子証明書とは、申請者が間違いなく本人であることを、信頼できる第三者 (認証局)が電子的に証明するもので、書面での取引における印鑑証明書に 代わるものです。

電子申請をご利用の際には、申請書の様式などに使用者等の電子署名を行うことになります。そのため、その電子署名に使用する電子証明書を事前に取得する 必要があります。

電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。

#### ICカード形式

- 公的個人認証サービス(マイナンバーカードなど)を活用できます。
- 民間の認証局からの取得も可能です。



#### ファイル形式

● 法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。





電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。

https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu\_certificate.html

#### 公的個人認証を使用した電子証明書による届出について

公的個人認証(マイナンバーカードなど)を使用した電子証明書による届出に際しては、ICカードリーダライタ(マイナンバーカード等を読み込む機器)をご用意いただき、お手持ちのマイナンバーカードなどを読み込ませて電子署名を行ってください。

- ※ 社会保険労務士または社会保険労務士法人(以下「社労士など」といいます) が提出代行により電子申請を行う場合には、氏名のみではなく、社会保険労務士 の資格を有する者であることを確認できる電子証明書の添付が必要です。
- ※ マイナンバーカードの取得は、マイナンバーカード総合サイトを参照してください。 <a href="https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html">https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html</a>
- ※ I Cカードリーダライタについては、公的個人認証サービスポータルサイトの「I Cカードリーダライタのご用意」ページを参照してください。 https://www.jpki.go.jp/prepare/reader writer.html

#### 社労士などが提出代行を行う際の使用者の電子証明書の省略について

社労士などが、 $P3 \sim P5$ の対象手続の提出代行を行う場合、提出代行に関する証明書などをPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名・電子証明書を省略することができます。

※ 添付様式の見本は、厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html の「社会保険労務士の皆様へ」の欄に掲載しています。

上記のホームページは「労基法等 電子」で検索できます。

労基法等 電子



## チェック 3 ブラウザのポップアップブロックを解除します

ブラウザソフトにポップアップブロックが設定されていたら、解除します。

## チェック 4 「信頼済みのサイト」に登録します

電子申請でアクセスするサイトを、「信頼済みのサイト」に登録します。

## チェック 5 電子申請用プログラムをインストールします

これで準備完了です 次のページから、電子申請手続の手続例をご紹介します

#### トップページから各種手続の検索まで サイトマップ English くトップページン ヘルブ お問合せ **●**-ぱ**○**V 電子政府の総合窓口 政府に関する情報を提供します 申請・届出等の手続や、政策に対する意見の提出ができます Google カスタム検索 (1) クリック e-Gov電子申請 パブリックコメント情報 る申請・届出等の手続ができ 文書管理 個人情報保護 組織 > 申請・届出 > e-Gov電子申請 申請・届出等の手続案内 法令適用事前確認手続 e-Gov電子申請 e-Gov電子申請とは 初めて使う方へ 🖸 利用準備 電子申請メニュー 独立行政法人等に関する情報 パーソナライズ 運転状況 ₹ RSS パーソナライズの開設 → 正常稼働 バーソナライズとは 厚生労働省 重要なお知らせ e-Gov電子申請アプリケーションのバージョンアップについて 2019年5月8日 e-Gov電子申請アプリケーションのバージョンアップに伴うスクリプトエラーについて【5/8更新】 2018年10月22日 ―括申請機能利用申込の停止について スクロール 電子申請メニュー (2) クリック 申請・届出 申請・届出パック 連名申請 申請(申請者・代理人) 申請・届出パック(グループ申請) 連名申請 (連名代表者) 本人又は代理人として申請を行う場合にご利 車する手続についてまとめて申請を行う場 複数人の名義で手続可能なものについて申請 用ください。 ご利用ください。 を行う場合にご利用ください。 署名追加 (個別ファイル署名手続) 追加(申請・届出パック) 電子政府の総合窓口 e-Gov 🕜 e-Govヘルブ 📮 🕒 お問合せ 🛮 🐽 サイトマップ 🔾 e-Gov電子申請手続検索 電子申請システム 申請にあたっての確認 キーワードを入力 このキーワードを ⑥全て含む ○いずれかを含む ▶ ご利用にあたっての注意事項 キーワードの検索対象を入力 ● 手続名から検索 ○ 手続情報全体から検索 結果表示件数 表示件数 10 ~件 🙎 関連情報 ● 府省を指定する 個別の府省を指定して検索することができます。 府省の指定を行わない場合、全府省が対象となります。 ▶ 政府認証基盤(GPKDにおけるフィンガーブ リントについて (3) クリック 検索

7775 C17.

キーワードを

- ・「36協定届」→ キーワード「時間外」
- ・「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」→ キーワード「変形」
- ・「就業規則の届出」→ キーワード「就業規則」

### 36協定届(各事業場単位・特別条項付き) ① 一般条項届出様式の作成



※以下のメッセージが出た場合 は、「続行」をクリックして下さい。



			PUBLISHED WITHOUT BEILD	19 る肺止庙(一般采填)(杭戦		in the same	議車を作成							
				時 休	間外労働 日労働	に関する版	3定届	労働保		<b>影進神界</b>   所掌	¥6 1	En#?	校委令   按-	一扬事業場番令
標	式第9号の2	(第16条第1項関係)						法人						
		事業の種類		事業の名称			(=	事業の	所在地(電話程 )	<b>音号</b> )			の有効期間 事業場外]	
						0					0			부 경 8 부 경 8]
H			~					*2.1	8	( )		ができる時間	数	Canadi Vanad
		時間外労働を	させる	業務の種類		労働者数	所定労1		,	В	1億月(のたつい	ては45時間まで、	1年(のたついて のたついては	320時間まで)
		必要のある具体		[事業場外]		(新18章)	( 1.1 ( 1654	i ) P )		房差労働時間を		t 42 時間まで)	(45 N B)	年   月   日   房 差 分 情 中間 を
									超える時間を	規える時間を (任業)	超える時間変	所定労働時間を 超える時間を (任意)	提える時間を	想える時間を (任業)
			****											
					~	<sub>-</sub>	時間		時間	,	時間	時間	時間	時間
			0	1	^		[ 時間	分1	9	9		9	9	9
				LI.	~ ]									
		·			0		時間	9	時間	時間	時間	時間	時間	時間
			^				時間				分			
	Ф <b>F#2</b> ©C		Ç		0					-				
	旅当しない券 青春													
9市					0	 	時間	分	時間	時間	時間	時間	時間	時間
時間外労働					^	^	[ 時間	91	9	9	9	9	9	- <del>9</del>
95 fb	林	様式の各記録	能車頂を		V									
					0									
		<b>しかして下さ</b>	い。		~		時間		時間	時間	時間	時間	時間	時間
		《半角カナ文字			0		0.716				9		<b>₩</b>	
1														
	T	きません。英数	「字は半角		<b>\$</b>		時間	) 	時間	時間	時間	時間	時間	時間
	7	も可能です。				\	[ 時間	   ∰31	<u></u>	<b>□</b> #		<b>□</b> 9	- ·	<u></u>
					<b>\$</b>									
				<u> </u>										
					0	<sub>\</sub>	時間		時間		時間	時間		時間
	@ 1####		0		^		時間	分1	9	9		9	9	9
	② 1 年単位 の変形労働時 関側により労 働する労働者			L,	~ ]								-	
	南する労働者			*	<b>\$</b>		時間	II 分	時間	時間	時間	時間	時間	時間
			^				[ 時間				99	9	9	- 3
			Ç		<b>\$</b>							-		
													1	
					<b>\$</b>	l	時間	l	時間	時間	時間	時間	時間	時間
			^		^		[ 時間	分1			9	9	- 9	
			~	L	~								1	1
	1#	(日労働をさせる必要のある!	具体的事由	業務の種類 [事業場外]		労働者数 (満し8億) 以上の者)			定 休日 任意)		労働させる 法 定 休 !	ことができる 日 の 日 数	法定休日に	ことができる :おける始業 業 の 時 刻
	1			1		、以上の者					1		2 U # 3	
	*			2	0		*					^	B#	Brit
			^		~					^		~	9	
休日			Ç		<b>\$</b>					Ç				<b>\$</b>
99													時	R±
180					<b></b>							^		- 59
			0		^					<u></u>		~		^
			~		~					~				~
	上記で	定める時間数にかかわらず、	時間外労働及び休日:	労働を合算した時間数は、1箇	月について10	0時間未満で	なければなら	す、かつ	2箇月から6	6 箇月までを平	均して80時間		こと。 ボック スに多	□ ₹チェック)
				様式をコピーして ⊕ <sub>2</sub> 」										
_	ルから読込		入力チェック	追加										
様式を	プレビュー '													
			Mar	3										

# 36協定届(各事業場単位・特別条項付き)②特別条項届出様式の作成

この手続を電子申請を利用して申請する場合は、以下が	が行ってください。
時間外労働/休日労働に関する協定届【様式第9号の2 (第16条第1項関係)】(一般条項)	中語書を作成
時間外労働/休日労働に関する協定届【様式第9号の2 (第16条第1項関係)】(特別条項)	中语曹を作成
時間外労働/休日労働に関する協定届(特別条項)(続紙 1)	申請盡を作成
時間外労働/休日労働に関する協定届(特別条項)(続紙 2)	申請書を作成

		,					<u> </u>					
			時    休	間外労働 日 労 働 に	引する協定届	(特別条項)						
横式	第9号の2(第16条第1項関係)			1	В		1 笛	月			1年 外労働のみの時間 時間以内に限る	
				(任意)		(時間外労働及り	《休日労働を合算し	た時間後。100時間の	(補に限る。)	起算日 年 月		
	臨時的に限度時間を超えて	業務の種類	労働者数 /資18歳、			延長することができる時間数 及び休日労働の時間数				ができる時間数		
	労働させることができる場合	[事業堪外]	(以上の書)	1	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超え て労働させることができる回数 (8回以内に限る。)	法定労働時間を記 える時間数と休日 労働の時間数を合	所定労働時間を超 える時間数と休日 労働の時間数を合 算した時間数	えた労働に係			
		<u> </u>			時間	344444444	時間	(任意) 時間	96	時間	時間	96
様	式の各記載事項	[* ]	^	₩ 3	分		₩	3	V	3	3	~
<b>入</b> ※	力して下さい。 半角カナ文字は入力 きません。英数字は半	Ĉ		時間分	時間分	<b>-</b>	時間分	時間分	96	時間分	時間分	96
	ち可能です。				時間	0	時間	<b>時間</b>	%	<b>時間</b>	時間分分	96
	Ŷ			時間	時間		時間	<b>時間</b>	96	時間	時間	%
限度B	寺間を超えて労働させる場合における手続							1				:
	時間を超えて労働させる労働者に対する 及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	規定する時刻 間以上の雑穀 健康状態には はないた日数 はないの相談 の健康状態にある はないの相談 に はないではいである。	Nの間において労的 表した休息時間をも さじて、代價体 きじて、健康診断で 連続して取得すること を加えた を を を を を を を を を を を を を	かさせる回数を1售 音保すること。 マは特別な休暇を作 を実施すること。 ことを含めてその取 こ。 さには適切な部署に ないでは、	1 与すること。 2 得を促進するこ。 2 配置転換をする。	٤. ۵٤.	Ŀ.		(具体的内容	)	^
	上記で定める時間数にかかわらず、時		た時間数は	t、1笛月につい	て100時間未満す	こなければなら	ず、かつ2箇月	から5箇月まです	≦平均して80		こいこと。 いこと。 ックボックスに§	
協力	をの成立年月日	者の過半数で組織する労働組 は労働者の過半数を代表する	聯名						0	(71:	シンかッジ <b>ス</b> にき	× + + 777
	全和 年 月	<b>世</b>	機名 □					即		V /		
	労働基準監	督署長殿										

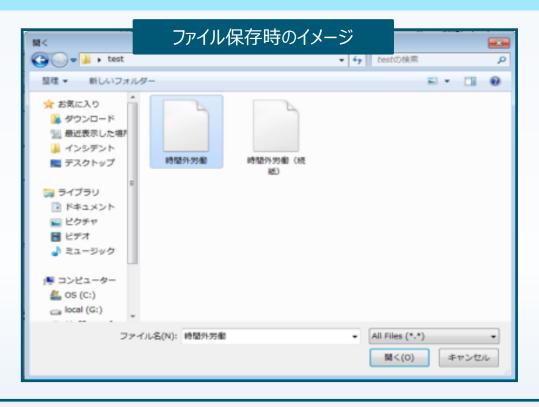
※以下のメッセージが出た場合は、 「続行」をクリック して下さい。



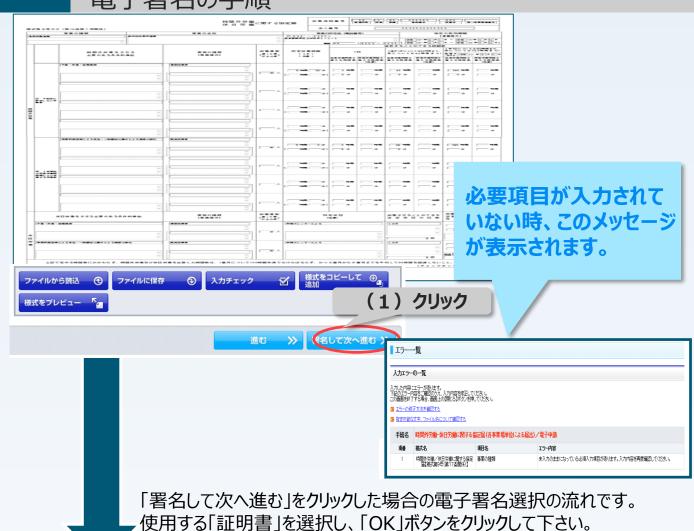
## 36協定届(各事業場単位・特別条項付き)③ 作成した様式をファイル保存する場合

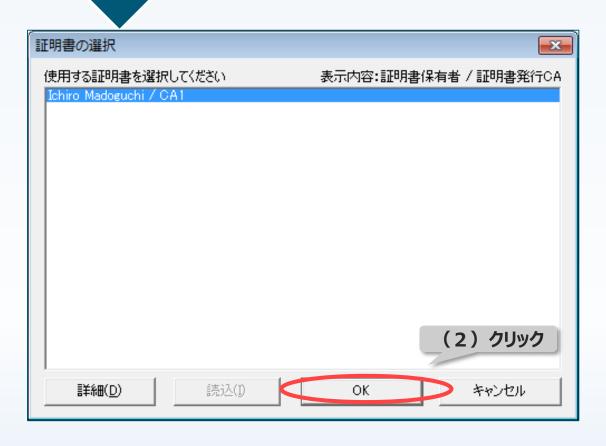


届出などをここで、「ファイルに保存」をしておけば、次回作成する際に「ファイルから 読込」をクリックすると、今回作成したファイルを使用できます。



## 36協定届(各事業場単位・特別条項付き)④ 電子署名の手順





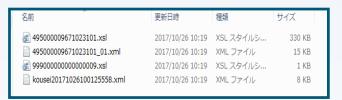
36協定届(各事業場単位・特別条項付き)⑤申請データの保存

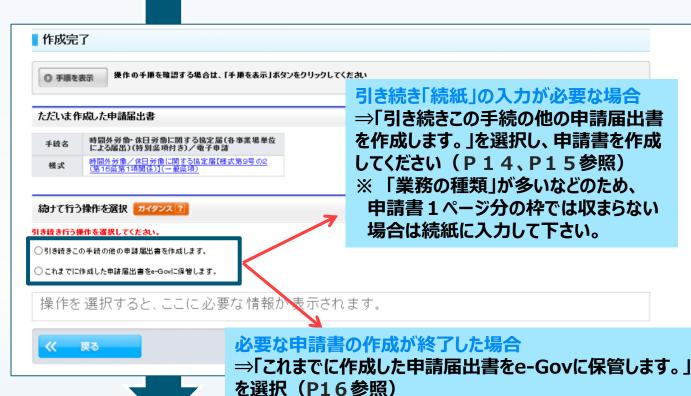




ご使用のパソコン内部の任意の場所を 指定し「保存」ボタンをクリックして下さい。







# 36協定届(各事業場単位・特別条項付き)⑥ 一般条項届出様式続紙の作成

条第1項関係)	関する協定届【様式第9号の2 】 (一般条項)	(1)	クリ	甲請書を付	作成				まれずに
労働/休日労働に	関する協定届(一般条項)(続	NET.	申請書を作成				ノてくた	ぎさい。	•
労働/休日労働に	関する協定届(一般条項)(続	紙		申請書を作	作成				
様式第9号の2(第	<b>音</b> 16 粂 第 1 項関係)	時間外労働 に 休 日 労 働 に	時間外労働 に関する協定届(続紙) 休 日 労 働 に関する協定届(続紙)						П/П
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務 の種 類 [事 業場外]	労働者数 (調18章) (BLの者)	所定労働時間 ( 1.日 ) ( 任新 )	1日 待差労務時間を 援える時間数 援える時間数 (低差)	1億月(©につい ②についてに	ま42時間まで)	1年(のについて のについては を集ま (本×s)	(は300時間まで、 320時間まで) 年 月 日
1		÷		時間一分	(任業)		(任業)		(任業)
		\$		[ 時間 分]	9 - 9	3	F 39	9	<u></u>
		<b>\$</b>			時間 時間	時間分	時間	時間	時間
① 下起②に	\$\big  \big	\$							
時 間 外 労 働	÷ [[	0		時間 分	時間   時間	分分	分	分	時間
		Ŷ	X		時間 時間	時間分	時間	時間	時間
		\$] 0		時間 分	時間 時間	時間	時間	時間	時間
	(2)	)必要記載	下 事項	[ 時間 分]	1	9	9	9	9
l		を入力		時間分			時間		
	.118		,		時間 時間		,	1,	時間
② 1 年単位 の変形労働等 関係により予 素する労働等	Ŷ [[	Ş	/	( 時間 分)		分	· 分	) #97ml 分	99881 
の変形労働時	\(\)	0			1	分	3	3	<del></del>
の変形労働時		0			分	時間分分	· 分	分	分   一 時間   分
の変形労働時		0	, ,	[   BR   分]	分	時間分分	· 分	分	分時間
の意思等無数関係により参加を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	\[ \tag{\tau} \]	0	, ,	[	分	分の対象を表現しています。	· 分 · 一 時間 · 分	分 時間 分 新聞 分 が 書き はるになった。 かんしょう かんしょう かんしょう がいまい かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ	労 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
の意思等無数関係により参加を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	人	[	分	分の対象を表現しています。	分 時間 分	分 対応	分   一
の意思等無数関係により参加を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	[ ]	(本 英 福 外 )	分働者数 (資18億) 以上の参	[	サ	分の対象を表現しています。	分 時間 分	分別の場合を表定ないのである。	分   一   9   日   日   1   1   1   1   1   1   1   1
から記事等機構 関係により9 第73号表表 体日外	が動をさせる必要のある具体的事由  「「「「「「「「「「「「「」」 「「「「「「」」 「「「「「」」 「「「「「「	(事業場外)	分働者数 (資18億) 以上の参	[	分 分 分 分 分 分 分	分の対象を表現しています。	分 時間 分 日本	分	分   一 時間   分   一 時間   分   一 5   5   5   5   5   5   5   5   5
から記事等機構 関係により参 着する参表を 体 日 余	が	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	人	[	分	分の対象を表現しています。	分 時間 分 日本	分 分 新聞 分 分 新聞 かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう から	分   時間   分   日   日   日   日   日   日   日   日   日

この先の流れはP11~P13を参照してください。

14

この手続を電子申請を利用して申請する場合は、以下から行ってください。

# 36協定届(各事業場単位・特別条項付き)⑦特別条項届出様式続紙の作成

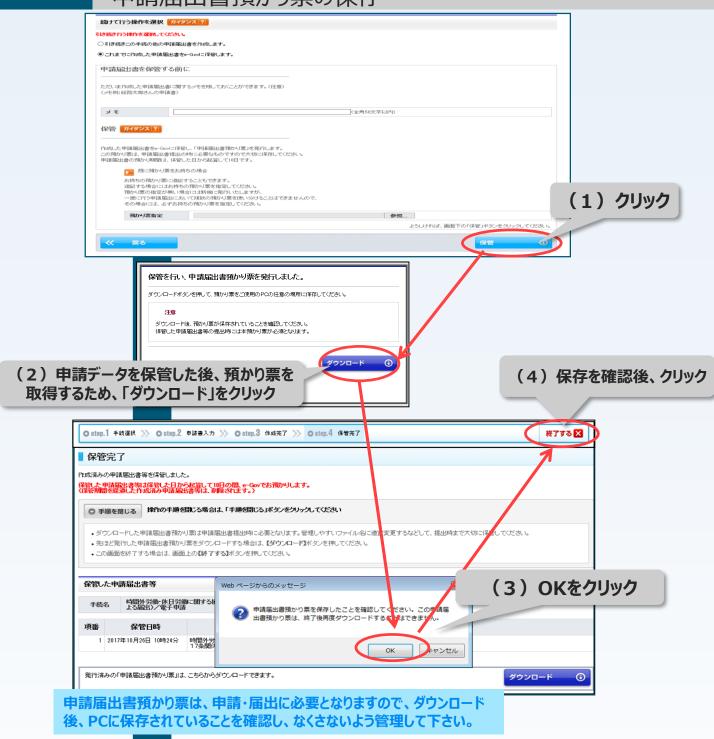
(1) クリック

<b>間外労働/休日労働に関する協定届(特別条項</b> )	1) (初始		申請書を作成		1				枚を忘れ てくださ		
式第9号の2(第18級第1項関係)		時間外休 日常	労働 に関す	る協定届(料	<b></b> 特別条項)(	続紙)					
			1	日意	(時間外労績及)	1 催	<sup>*</sup> 月 た時間後、100時間:	长衛に限る。〉	(時間: 7201 起算日 (年月日)	1年外労働のみの時間時間以内に限る	数。
臨時的に限度時間を超えて	業務の種類	労働者数 /資18#、	延長すること	ができる時間数			ができる時間数 「働 の 時 間 数		延長することが	)iできる時間数	
労働させることができる場合	ド働させることができる場合 [事業場外]	(以上の者)	1	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	して 労働させるこ	法定労働時間を記える時間数と休日	留所定労働時間を起 日 える時間数と休日 合労働の時間数を合 算した時間数 (任意)	えた労働に係		超える時間数	限度時間を割 えた労働に係 る割増賃金率
^	[		時間	時間		時間分分	時間	%	時間分分	時間分分	96
<u> </u>			時間	時間		時間	時間	%	時間	時間	%
Ĉ			<b>万</b> 分	<b>分</b>		<b>☆</b>	9	%	3	₩ 3	%
<b>^</b>			号 分	時間	0	時間	時間	^	号 分	時間	^
<b>^</b>			時間	時間分分		時間	時間	96	時間分	時間	96
0				要記	載事項	<b>頁</b> 分	時間	96	時間	時間	96
^		× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	時間	<b>八力</b>	0	時間	時間	%	時間	時間	96
^		<u> </u>	時間	時間		時間	時間	96	時間	時間	96
~		Ŷ.						~			~

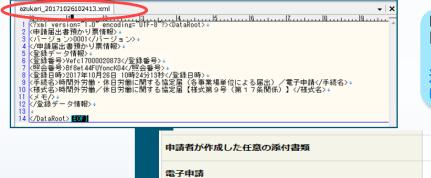
この先の手続の流れはP11~P13を参照してください。

※続紙は最大で5枚まで作成できます。

## 36協定届(各事業場単位・特別条項付き) ⑧ 申請届出書預かり票の保存



#### 申請届出書預かり票は下記ファイル形式で保存されます。



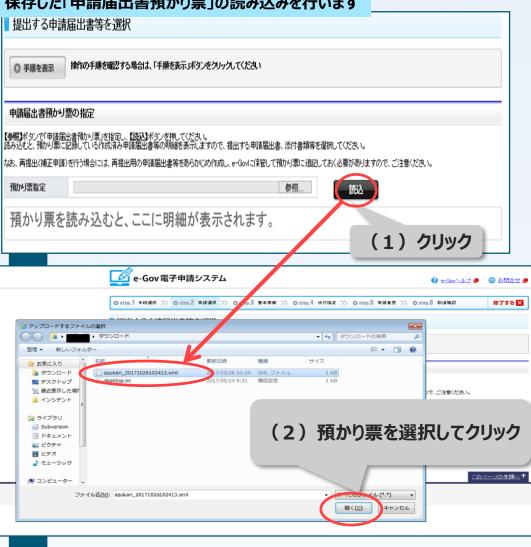
#### P10の画面が表示されるので、 「申請書送信」をクリック

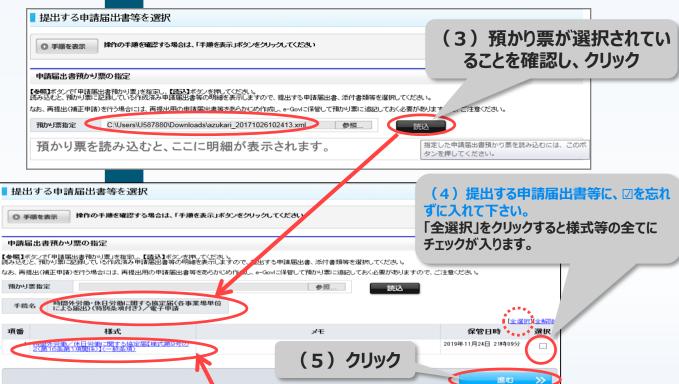
※「申請書送信」ボタンはP10の申請書 選択画面を下にスクロールした一番下にあ ります

添付書類署名申請書送信

## 36協定届(各事業場単位・特別条項付き) 9 申請届出書預かり票の読込

#### 保存した「申請届出書預かり票」の読み込みを行います

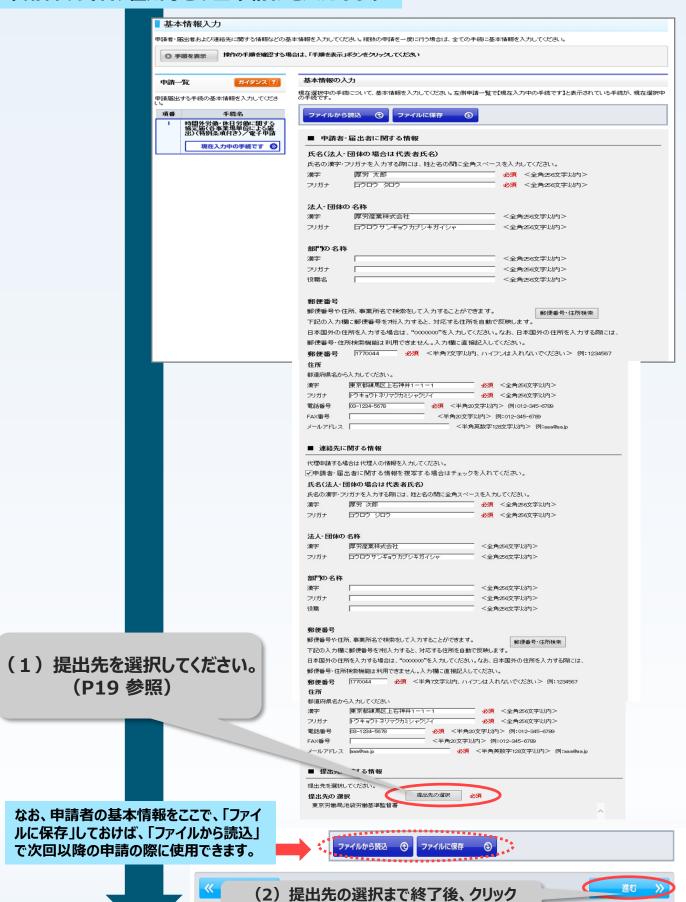




届出などを行う様式に間違いがないか、ご確認下さい

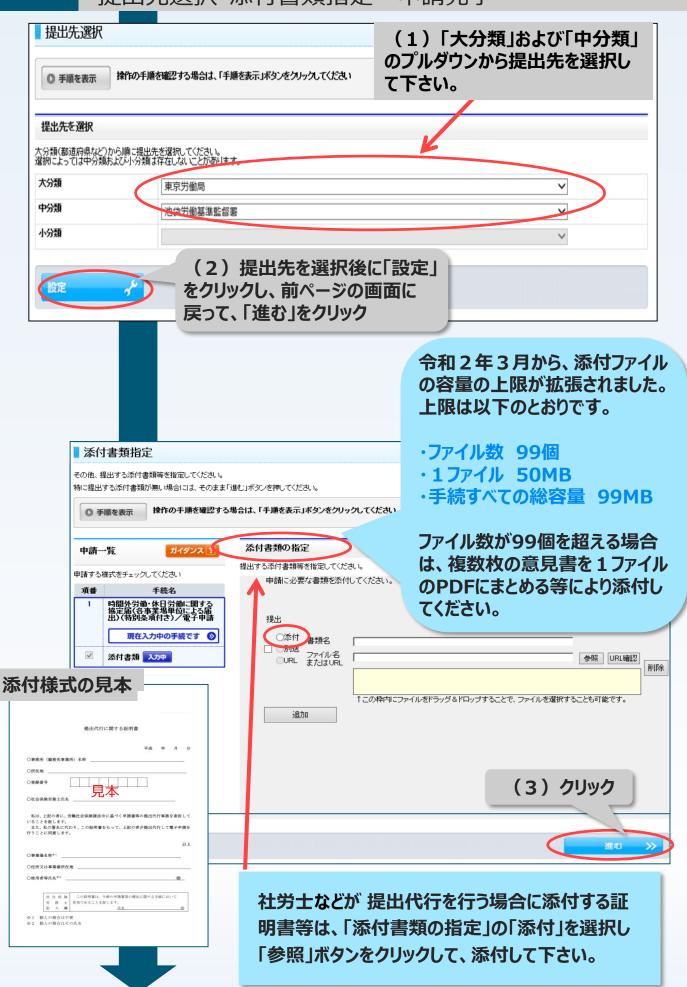
## 36協定届(各事業場単位・特別条項付き) ⑩ 基本情報入力

#### 申請者の氏名、住所などの基本情報を入力します



(P20参照)

## 36協定届(各事業場単位・特別条項付き) ⑪ 提出先選択・添付書類指定~申請完了



# 36協定届(各事業場単位・特別条項付き) ⑪ 提出先選択・添付書類指定~申請完了

(1)提出する申請届出書などに、☑を忘れずに入れて下さい。



申請完了

## 36協定届(各事業場単位・特別条項付き) ⑫ 到達確認

これで申請は完了です。お疲れ様でした。 申請後は、「<u>到達番号」と「問合せ番号」</u>を利用して、 審査状況の「状況照会」を行いましょう。 「状況照会」についてはP22でご紹介します。

※ また、申請内容をパーソナライズに登録することができます。 パーソナライズとは、よく利用する手続の情報を簡単に確認できる ようになるほか、申請済みの案件を登録し、一覧表示することが できる機能です。

パーソナライズに登録することで、<u>審査状況の状況照会を行う際</u>に、到達番号や問合せ番号の入力を省略できます。

パーソナライズについてはP23~P25でご紹介します。 e-Gov電子申請システム ② e-Govヘルブ ■ ⑤ お問合せ ■ Osten,1 手統選択 Osten,2 申請選択 Osten,3 基本情報 Osten,4 添付指定 Osten,5 申請意思 Osten,5 到達確認 終了する X 到達確認 申請を完了しました。<u>下記「到達番号」と「問合せ番号」は状況照会の際などに必要になりますので、「表示内容を保存」ボタン、または「表示内容を印刷する」ボタンを押して、必ず控</u>えてください。 パーソナライズ登録は 手順を表示 操作の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください こちらから 到達番号、問合せ番号の確認 表示内容を保存 表示内容を印刷する 塩 手続名 時間外学師・休日学師に関する協定届(各事業場単位による届出)(特別条項付き)/電子申請 201912181826410390 QbO4NKcDgHV7IQGB 問合サ番号 到達結果 좨達 申請者名 受付府省 厚生労働省 受付窓口 東京労働局、池袋労働基準監督署 申請区分 2019年12月18日 18時26分41秒 到達日時 時間外労働/休日労働に関する協定届【様式第9号の2(第16条第1項関係)】(一般条項)の構成情報 時間外労働/休日労働に関する協定届【様式第9号の2(第16条第1項関係)】(一般条項) 申請推式 kousei20191218182117662×ml 495000020677030392 01×ml 物理ファイル名 <u>このページの先頭へ</u>↑

## 36協定届(各事業場単位・特別条項付き) <sup>①</sup> 状況照会

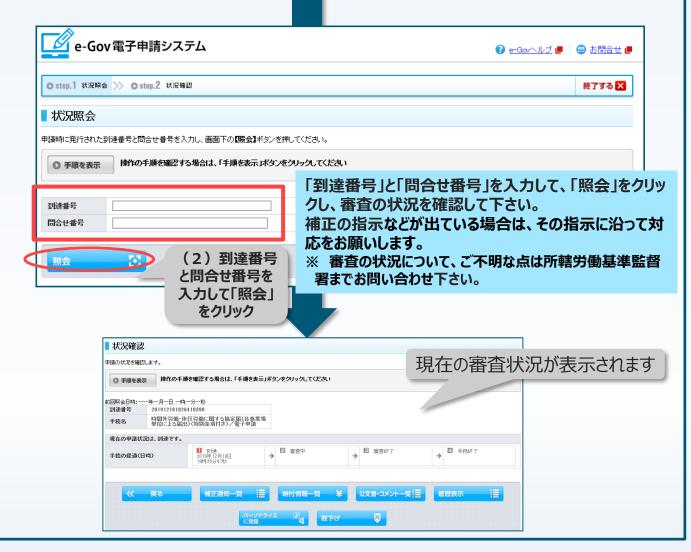
○ 「状況照会」とは、申請・提出済みの手続について、事務処理状況の 照会を行うことです。

また、審査等の終了後に提出先の機関から発行されたコメント通知の確認・取得や申請・届出の取下げなどを行うことができます。

※「到達番号」及び「問合せ番号」が必要です。



(1) 「状況照 会」をクリック



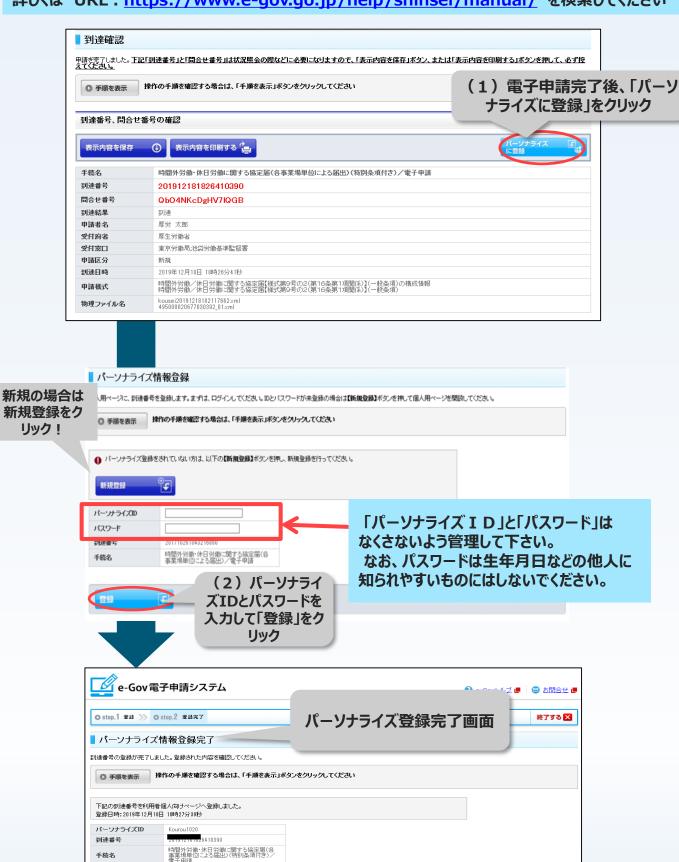
#### パーソナライズ登録

パーソナライズとは、よく利用する手続の情報を簡単に確認できるようになるほか、申請済みの案件を登録し、一覧表示することができる機能です。

パーソナライズに登録することで、

審査状況の照会を行う際に、到達番号や問合せ番号の入力を省略できます。

詳しくは URL: https://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/manual/ を検索してください



#### パーソナライズ照会

パーソナライズ登録を行うと、パーソナライズ画面に、登録している手続情報と、申請済みの案件の一覧が表示され、その案件の審査状況を照会することができます。







② e-Govヘルブ ■ ⑤ お問合せ ■

○ step.1 認証 >> ○ step.2 パーソナライズ

終了する 🗙

#### パーソナライズ

この画面では、今までに登録した手続案内情報や、申請案件情報を確認することができます。

手順を表示

操作の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください

前回照会(登錄)日時:2019年12月18日 18時27分30秒

パスワード変更・ウ

▼申請案件一覧へ

#### 手続詳細一覧

各手続案内情報画面にて、ご登録された手続案内情報の一覧です。各手続名のリンクをクリックしますと、登録された手続案内情報画面が開きます。 今後、ご覧にならない手続案内情報に関してはチェックボックスにチェックを付けて、一覧表下の【手続詳細を削除】ボタンで削除することができます。

パーソナライズ登録されている手続詳細はございません。

このページの先頭へ ^

#### 申請案件一覧

現在まで申請された案件一覧です。ご確認される場合は、到達番号のリンクをクリックしてください。

確認済みの申請案件を一覧表に表示しないように設定できます。この設定を行うには、一覧表右側のチェックボックスにチェックを付けて、【チェックした申請案件を非表示】ボタンを押しま

非表示にした申請案件に関しては、一覧表下の【全申請案件を表示】ボタンで表示することができます。

1件目(全1件)

表示中の申請案件を[全選択][全解除]

項番	到達番号			手続情報			選択
		現在の状況 (日時)	納付状況	補正通知	コメント通知 (未読数/全件数)	公文書通知 (未取得数/全件数)	
1	<b>₹</b> 11912181826410390	府省名:厚生労働省 手続名:時間外労働・休日労働に関する	協定届(各事業場単	位による届出〉〈特別〈	を項付き〉/電子申請		
		到達 2019年12月18日 18時26分41秒	-	なし	0 / 0(件)	0 / 0(件)	

全申請案件を表示

8

確認したい申請を選択してク リックすることで、審査状況の 照会が可能

## 本社一括届出手続について

次ページからは、本社一括届出手続について紹介していきます。

まずは、令和2年3月から、36協定および就業規則の本社一括届出について**届出事業場一覧の作成方式**が変更されたことから、変更内容と新しい作成方式をご紹介します。

続いて、P35からは、

- ・36協定の本社一括届出
- ・就業規則の本社一括届出

の手続方法についてご紹介します。

36協定・就業規則の本社一括届出の手続方式の変更について

P 27

一括届出事業場一覧作成ツールの利用方法

P 28~34

36協定の本社一括届出

P35·36

就業規則の本社一括届出

P37·39

# 令和2年3月から、36協定や就業規則の本社一括届出の手続方式が変更されました

令和2年3月から、36協定・就業規則の本社一括届出の届出事業場一覧の作成については、専用ソフトウェア「一括届出事業場一覧作成ツール」を利用してCSVファイルを作成する方式に変更されました。

当該変更により、36協定については最大30,000事業場、就業規則に ついては最大2,500事業場について、1回の手続で申請が可能になりました。

※ なお、申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

#### 令和2年2月まで

e-Gov申請書作成画面

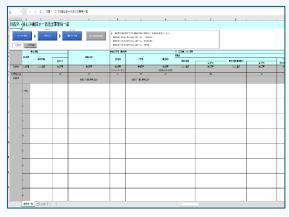
AL Re	事務が発動	事業の名称	<b>李美点形在地(電粉≤号)</b>		<b>●</b> 配は <b>相</b> 模	が発生を	TOTAL NOMESTICATAS
	^	^		1762169140			
1				2 LenCozens			<b>□ □ □ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0</b>
**						1	
	^	^		. 2782189141			
2				2 1000 1000			
				****			4.6
_	×		( ( )	1782109-00			
	l î	î		2100000000			-A5
8							1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	v	~		A			
	^	^		2762069-01			
4				2144002956			E-6-5
	Ų.	,		****		1	
	^	^	3 3 2	2762009100			
5				2 18421844			T-0.5
				****			



XML申請書で作成

#### 令和2年3月以降

-括届出事業場一覧ツール





CSVファイルで作成

次ページから、一括届出事業場一覧ツールの利用方法をご紹介します。

### 一括届出事業場一覧作成ツールの利用方法①

#### 一括届出事業場一覧作成ツールとは

一括届出事業場一覧作成ツールとは、令和2年3月以降の本社一括届出において使用する、届出事業場一覧データを作成するツールです。 このツールを利用することで、本社一括届出に必要な届出事業場一覧のデータを作成することができます。

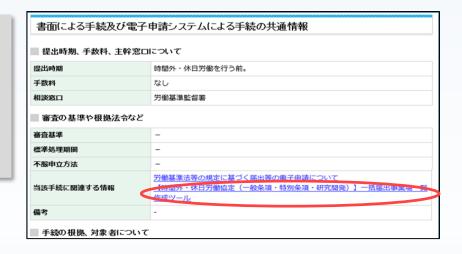
このツールの特徴は以下のとおりです。

- ① 事業場一覧の申請データをCSV形式で作成できます。 36協定については、最大30,000事業場、就業規則については最大 2,500事業場について作成が可能です。
  - ※ なお、申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。
- ② 申請データの入力チェックを自動で行うため、申請不備を防止できます。
- ③ 過去の申請データを流用して事業場一覧を作成することができます。

#### ツール一覧

- 時間外・休日労働協定一括届出事業場一覧(一般条項・特別条項・ 1 研究開発)
- 2 時間外・休日労働協定一括届出事業場一覧(本社一括・適用猶予)
- 3 就業規則一括届出事業場一覧(本社一括)

※一括届出事業場一覧作成ツールは、必ず各手続に対応したものを使用してください。 e-Govの各手続画面に、その手続に対応したツールのURLが掲載されています。



#### 推奨環境

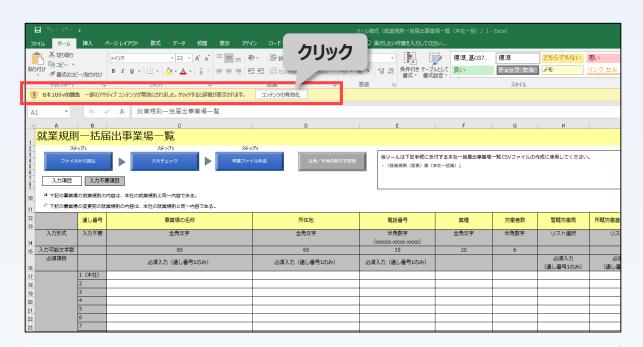
OS	Windows8.1/10
表計算ソフト	Microsoft Excel2010/2013/2016/2019

### 一括届出事業場一覧作成ツールの利用方法② データの入力

作成する申請ファイルに対応するツールを開き、申請データの入力を行います。 下記の手順に従って申請データを入力していきます。 この手順は全てのツールで共通です。

#### 1.ツールを開く

ツールを開くと、「セキュリティの警告」が表示される場合があります。その際は、「コンテンツの有効化」をクリックしてください。



※ 過去の申請データがお手元に無い場合は「2-1.申請データ直接入力」、ある場合は 「2-2.ファイルから読み込み」へお進みください

#### 2-1.申請データ直接入力(過去の申請データがお手元に無い場合)

過去の申請データ(CSVまたはXMLファイル)が手元にない場合、各セルに申請データの入力を行います。

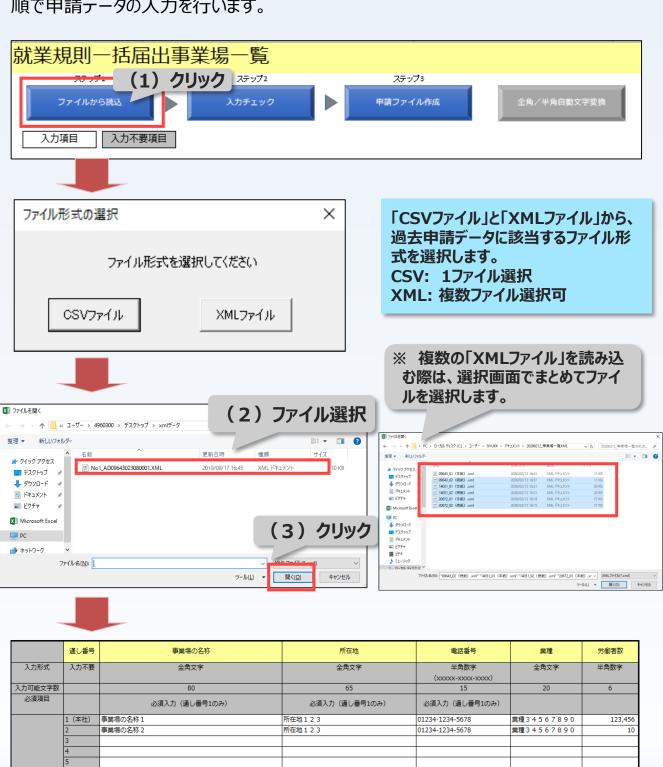
通し番号1に本社の情報、通し番号2以降に支社の情報を入力してください。

	通し番号	事業場の名称	所在地	電話番号	<del>双</del> 痛	坐廊老粉
入力形式	入力不要	全角文字	全角文字	半角数字 (xxxxxx-xxxxx)	申請デ	ータ入力
入力可能文字数		80	65	15		•
必須項目		必須入力 (通し番号1のみ)	必須入力 (通し番号1のみ)	必須入力(通し番号1のみ)		
	1 (本社)	3 業場の名称 1	所在地 1 2 3	01234-1234-5678	業種34567890	123,456
	2	<b>事</b> 業場の名称 2	所在地123	01234-1234-5678	業種34567890	10
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					

## 一括届出事業場一覧作成ツールの利用方法③ データの入力

#### 2-2.ファイルから読み込み(過去の申請データがお手元にある場合)

過去の申請データ(CSVまたはXMLファイル)がお手元にある場合は、以下の手順で申請データの入力を行います。



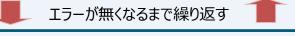
## 一括届出事業場一覧作成ツールの利用方法④ 入力チェック

入力した申請データのチェックを行います。ステップ2の「入力チェック」ボタンをクリックすると、入力チェックが実行されます。エラーが下記の「入力チェック結果」のように表示されるので、エラーが無くなるまで修正と入力チェックを行います。

#### 1. 入力チェック実行

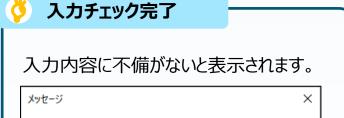


#### 2. 入力チェック結果確認



入力チェックでエラーとなった項目が「エラーメッセージ」シートに表示されるので、エラーの 内容に従い「事業場一覧」シートを修正します。

2 通し番号1の電話番号 -(半角ハイフン)が入力されていない、または2つではありません。	シート名	出力	)						
入力形式         全角文字         全角文字         半角数字 (20000×2000×2000×2000×2000)           入力可能文字数         80         65         15         20           必須項目         必須入力(通し番号1のみ)         必須入力(通し番号1のみ)         必須入力(通し番号1のみ)           1 (木社)         事業場の名称1         原在内123         1234         業種3456         」	エラーメッセージ	1 通し番号1の所在地 半角文字指定項目に全角文字が含まれています。または全角文字指定項目に半角文字が含まれています。 2 通し番号1の電話番号 - (半角ハイフン)が入力されていない、または2つではありません。 3 通し番号1の業種 半角文字指定項目に全角文字が含まれています。または全角文字指定項目に半角文字が含まれています。							
入力形式         全角文字         全角文字         半角数字 (20000<20000<20000	事業場一覧		通し番号	事業場の名称	所在地	電話番号	業種		
<ul> <li>必須項目</li> <li>必須入力(適し番号1のみ)</li> <li>必須入力(適し番号1のみ)</li> <li>が須入力(適し番号1のみ)</li> <li>1 (本社)</li> <li>事業者の名称1</li> <li>」が行れ23</li> <li>1234</li> <li>業権3456</li> <li>」</li> </ul>	3 214 //3	入力形式	入力不要	全角文字	全角文字		全角文字		
<ul> <li>必須入力(通し番号1のみ)</li> <li>必須入力(通し番号1のみ)</li> <li>が須入力(通し番号1のみ)</li> <li>1 (本社)</li> <li>事業場の名称1</li> <li>原在第123</li> <li>1234</li> <li>業種3456</li> </ul>				80	65	15	20		
		必須項目		必須入力 (通し番号1のみ)	必須入力 (通し番号1のみ)	必須入力 (通し番号1のみ)			
4							-	>	
入力チェックエラーの対応箇所が赤色で表示されます。			5						





## 🍑 全角/半角エラー発生時

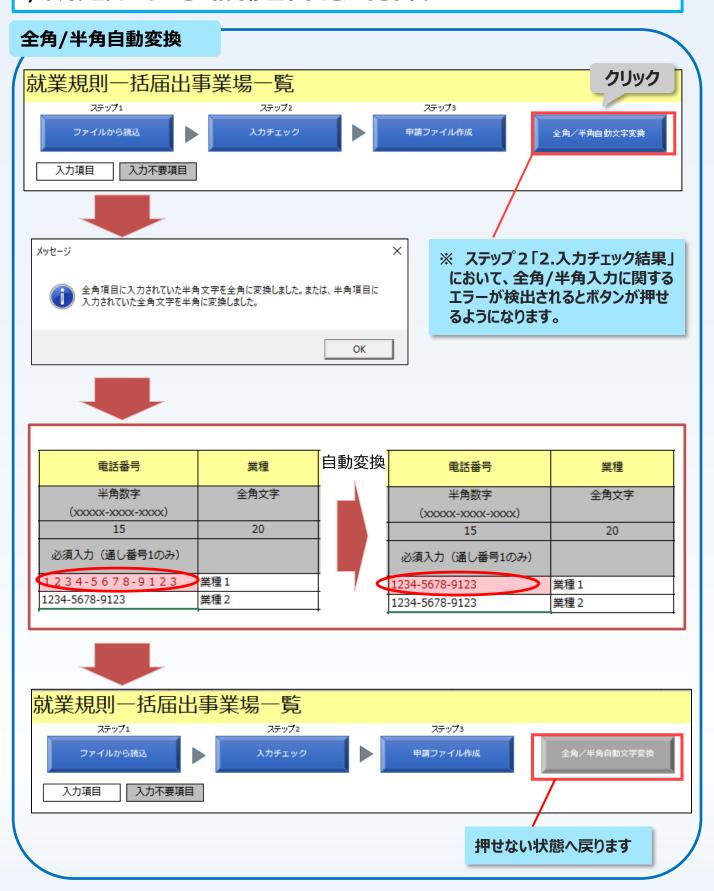
全角/半角自動変換ボタンで一括修正が可能です。

(詳細はP32を参照)

全角/半角自動文字変換

## 一括届出事業場一覧作成ツールの利用方法⑤ 全角/半角自動変換機能

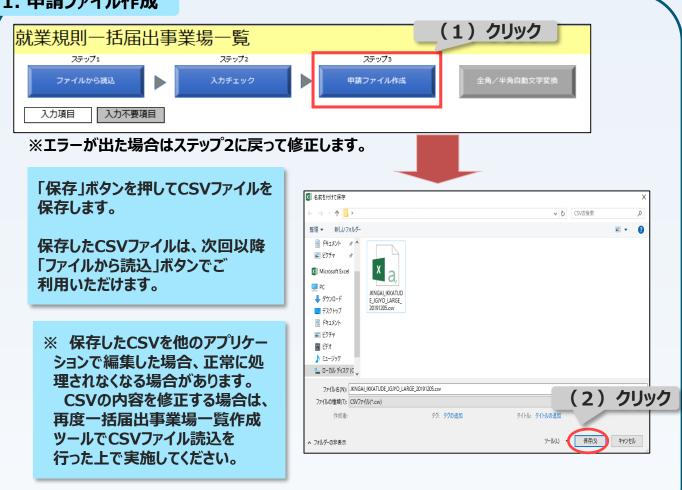
全角/半角チェックエラーの自動補正を行う機能により、入力チェックで検出した全角/半角チェックエラーを一括で修正することができます。



## 一括届出事業場一覧作成ツールの利用方法⑥ \_\_\_\_\_ 申請データ作成・保存

エラーの修正が完了したら、「申請ファイル作成」ボタンを押して、CSVファイルを保存します。



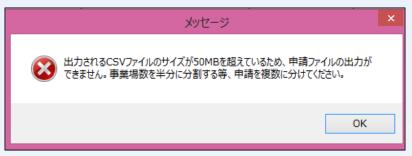


これで本社一括届出の届出事業場一覧の作成が完了です。 作成したCSVファイルは、36協定及び就業規則の本社一括 届出の申請の際に添付してください。

※ P35から、36協定の本社一括届出、P37から就業規則の本社一括届出について紹介します。

## 一括届出事業場一覧作成ツールの利用方法⑦ Q&A

ファイルサイズのエラーが発生し、申請ファイルが出 力できない。



↑上記のエラーメッセージが表示される。

- 出力されるCSVファイルのサイズが50MBを超えている場合には申請ファイルの出力はできません。ファイルを複数に分けて作成してください。※ ファイルを分ける場合、別の申請にする必要があります。
- セキュリティの警告が表示される



↑上記のエラーメッセージが表示される。

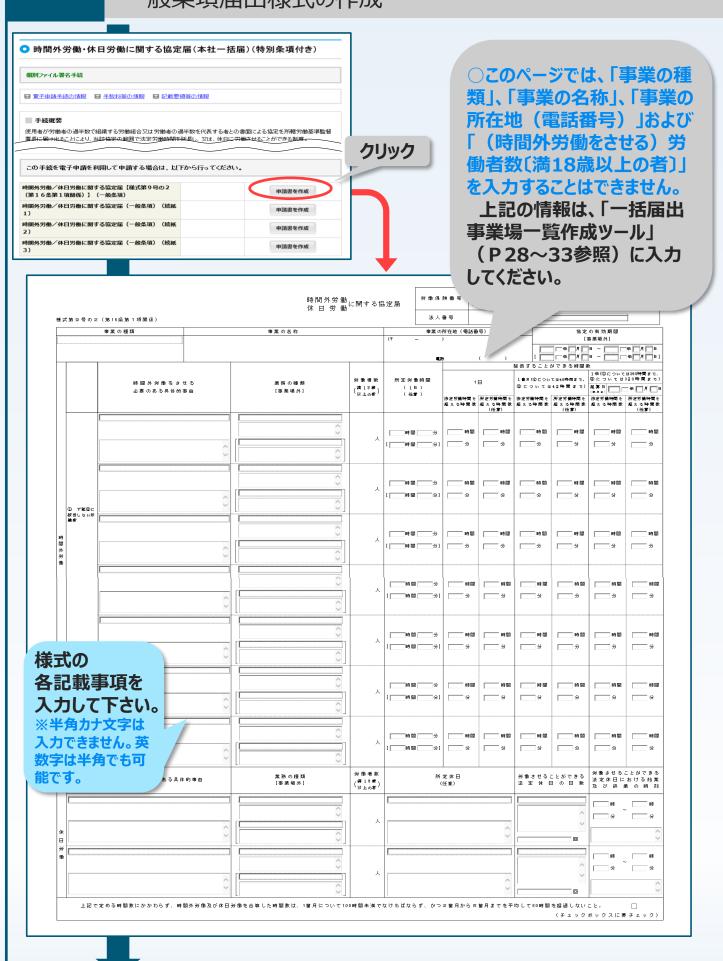


ツールのご利用を中断し、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

●厚生労働省労働基準局労災保険業務課

電話: 03-3920-3311 (内線324,337)

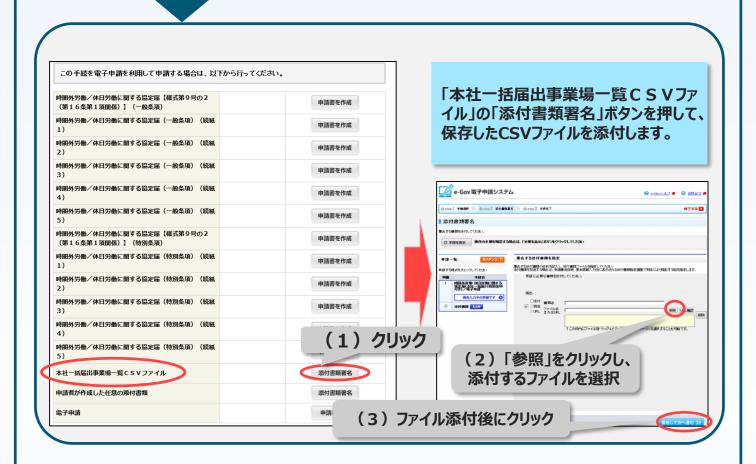
### 36協定(本社一括届出) (特別条項付き) ① 一般条項届出様式の作成



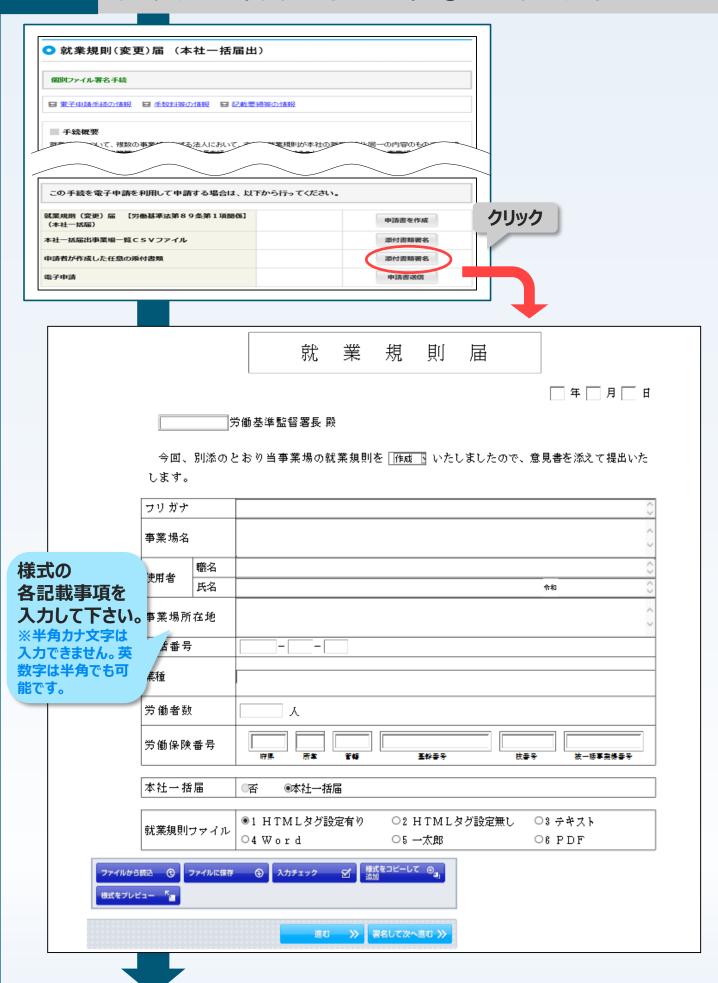
36協定(本社一括届出) (特別条項付き) ② 事業場一覧の添付

※ P8、P11~13、P16~25で説明した内容については、 この手続でも共通する手順となりますので、説明を省略しています。 申請の際には、該当するページをご確認ください。

一括届出事業場一覧作成ツール(P28~P33参照)を利用して作成したCSVファイルを添付してください。



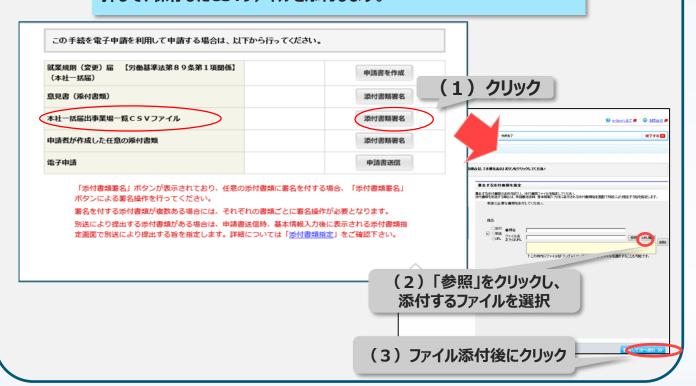
### 就業規則(本社一括届出)①届出様式の作成



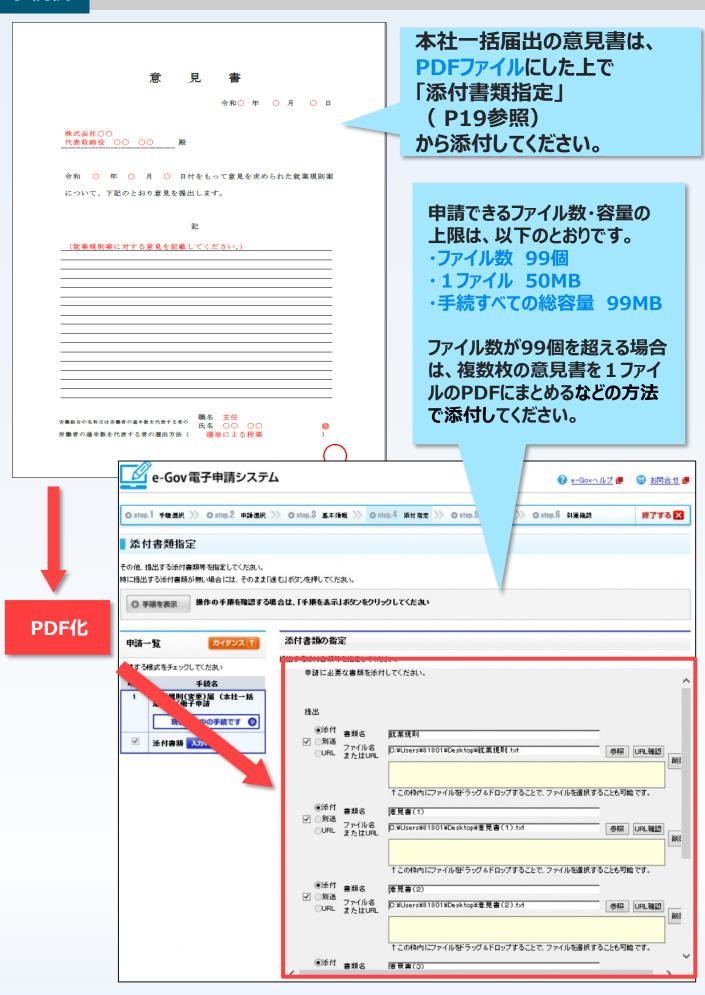
※ P8、P11~13、P16~25で説明した内容については、本手続においても共通する手順となりますので、説明を省略しています。申請の際には、該当ページをご確認ください。

一括届出事業場一覧作成ツール(P28~P33参照)を利用して作成したCSVファイルを添付してください。

「本社一括届出事業場一覧CSVファイル」の「添付書類署名」ボタンを押して、保存したCSVファイルを添付します。



### 就業規則(本社一括届出)③意見書の作成



# お問い合わせ先

# 電子申請に関してご不明な点については、以下の問合せ先にご相談ください。

#### 1:事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

電子政府利用支援センター

■電話番号:050-3786-2225(050ビジネスダイヤル)

050-3822-3345 (通話料金はご利用の回線により異なります。)

■受付時間:4~7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

8~3月 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで

#### ②:各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出など(P3からP5の手続)についてご不明な点があれば、都道府県 労働局または労働基準監督署にご相談ください。

○【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

#### ③:電子申請の手続きや事前準備

電子申請やその事前準備は、電子政府の総合窓口「e-Gov(イーガブ)」でご利用いただけます。 https://www.e-gov.go.jp/

#### ④:労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、 解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索! ⇒ 労基法等 電子 Q <sup>検索</sup> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html

○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

40